

平成17年度能美市補正予算書

— 平成17年12月15日議決分 —

一般会計（第4号）

特別会計

国民健康保険特別会計（第2号）

介護保険特別会計（第2号）

議案第 86 号

平成 17 年度能美市一般会計補正予算（第 4 号）

平成 17 年度能美市の一般会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 179,200 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 21,655,200 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる既定の地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 17 年 11 月 30 日 提出

能美市長 酒井 悌次郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金		698,406	4,720	703,126
	1 分担金	24,089	4,720	28,809
13 使用料及び手数料		377,714	220	377,934
	1 使用料	360,134	220	360,354
14 国庫支出金		1,588,675	254	1,588,929
	1 国庫負担金	548,197	2,100	550,297
	2 国庫補助金	1,029,450	△1,846	1,027,604
15 県支出金		720,559	4,994	725,553
	2 県補助金	430,472	4,994	435,466
17 寄附金		12,613	478	13,091
	1 寄附金	12,613	478	13,091
19 繰越金		262,180	159,174	421,354
	1 繰越金	262,180	159,174	421,354
20 諸収入		304,207	8,660	312,867
	3 貸付金元利収入	145,235	12,683	157,918
	5 雑入	157,664	△4,023	153,641
21 市債		4,675,600	700	4,676,300

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 市 債	4,675,600	700	4,676,300
歳 入	合 計	21,476,000	179,200	21,655,200

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		233,775	18,709	252,484
	1 議会費	233,775	18,709	252,484
2 総務費		2,272,836	17,858	2,290,694
	1 総務管理費	1,811,430	17,858	1,829,288
3 民生費		4,971,159	67,370	5,038,529
	1 社会福祉費	2,273,256	30,354	2,303,610
	2 児童福祉費	2,591,973	33,011	2,624,984
	3 生活保護費	105,890	4,005	109,895
4 衛生費		1,751,566	10,655	1,762,221
	1 保健衛生費	929,389	10,655	940,044
6 農林水産業費		764,276	5,788	770,064
	1 農業費	642,203	581	642,784
	2 林業費	121,943	5,207	127,150
7 商工費		595,230	35,030	630,260
	1 商工費	595,230	35,030	630,260
8 土木費		3,111,236	△346	3,110,890
	2 道路橋りょう費	1,388,880	△346	1,388,534

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		3,003,268	24,136	3,027,404
	1 教育委員会費	221,322	3,797	225,119
	2 小学校費	541,057	5,156	546,213
	3 中学校費	266,099	389	266,488
	5 社会教育費	758,181	12,494	770,675
	6 保健体育費	1,216,238	2,300	1,218,538
歳出	合計	21,476,000	179,200	21,655,200

第 2 表 地 方 債 補 正

変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地方特定道路整備事業債	245,700	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。	246,400	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。
計	4,675,600				4,676,300			

(能美市一般会計)

議案第 87 号

平成 17 年度能美市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

平成 17 年度能美市の国民健康保険特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 191,600 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 3,900,590 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 17 年 11 月 30 日 提出

能美市長 酒井 悌次郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		1,056,212	14,000	1,070,212
	1 国庫負担金	942,010	14,000	956,010
4 療養給付費等交付金		736,090	89,600	825,690
	1 療養給付費等交付金	736,090	89,600	825,690
9 繰入金		553,880	3,400	557,280
	1 一般会計繰入金	227,601	3,400	231,001
10 繰越金		29,010	84,350	113,360
	1 繰越金	29,010	84,350	113,360
11 諸収入		120	250	370
	2 預金利子	10	250	260
歳入合計		3,708,990	191,600	3,900,590

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		62,561	1,400	63,961
	2 徴税費	10,940	1,400	12,340
2 保険給付費		2,316,210	174,900	2,491,110
	1 療養諸費	2,043,010	173,000	2,216,010
	2 高額療養費	247,300	△3,800	243,500
	4 出産育児諸費	15,000	3,000	18,000
	5 葬祭諸費	10,800	2,700	13,500
3 老人保健拠出金		861,100	△5,100	856,000
	1 老人保健拠出金	861,100	△5,100	856,000
4 介護納付金		209,700	19,150	228,850
	1 介護納付金	209,700	19,150	228,850
7 基金積立金		60	250	310
	1 基金積立金	60	250	310
9 諸支出金		180,040	1,000	181,040
	1 償還金及び還付加算金	30,030	1,000	31,030
歳 出 合 計		3,708,990	191,600	3,900,590

議案第 88 号

平成 17 年度能美市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

平成 17 年度能美市の介護保険特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 103,780 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 2,581,180 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる既定の地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 17 年 11 月 30 日 提出

能美市長 酒井 悌次郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		602,420	21,372	623,792
	1 国庫負担金	480,010	21,372	501,382
4 支払基金交付金		768,010	33,704	801,714
	1 支払基金交付金	768,010	33,704	801,714
5 県支出金		300,010	22,721	322,731
	1 県負担金	300,010	11,875	311,885
	2 財政安定化基金支出金	0	10,846	10,846
8 繰入金		377,055	18,116	395,171
	1 一般会計繰入金	377,055	18,116	395,171
9 繰越金		10	21,767	21,777
	1 繰越金	10	21,767	21,777
11 市債		53,900	△13,900	40,000
	1 市債	53,900	△13,900	40,000
歳入合計		2,477,400	103,780	2,581,180

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		54,925	6,241	61,166
	1 総務管理費	23,682	6,241	29,923
2 保険給付費		2,400,000	95,000	2,495,000
	1 介護、支援サービス等諸費	2,351,250	95,000	2,446,250
6 諸支出金		240	2,539	2,779
	1 償還金及び還付加算金	240	2,539	2,779
歳出合計		2,477,400	103,780	2,581,180

第 2 表 地 方 債 補 正

変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
財政安定化基金貸付金	53,900	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。	40,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。
計	53,900				40,000			